

妙海寺

会費制檀家制度の ご案内

妙海寺は、鎌倉時代に日蓮聖人が津波
除け祈禱を行った寺で、沼津でも古く
からある寺の一つです。古い寺である
私どもは、新時代の寺と檀家の関わり
かたとして、会費制檀家制度をご提案
いたします。

会費制檀家制度とは

月額費を納めていただくことで、原則他のご負担なく妙海寺と檀家として
おつきあいいただく制度です。

妙海寺「会費制檀家制度」の4つの特徴。

1. 葬儀・法事のお布施が不要に

月額費を納めていただくことにより、葬儀・法事などの故人の供養に際して、お布施をいただく必要をとり行います。



2. 維持会費・供養料が不要に

通常納めていただく護持会費をはじめ、年間納めていただく供養料は月額費に含まれるものとし、納める必要がなくなります。



3. 入檀家料が不要に

会費制檀家として入檀家した場合、入檀家料は不要になります。



4. 墓地区画使用料が不要に

墓地区画の使用料について、妙海寺が指定する区画については墓地区画使用料が不要になります。
※墓の建設費用は檀家さん負担です。



会費制檀家制度にはどなたでもご加入いただけます。(世帯単位のご加入となります)

月額費

6,000円～

※会費制檀家となられたかたも妙海寺の檀家であり、徒前の檀家さんと同様に妙海寺の檀徒規約を遵守していただきます。
※詳しくはお目にかかったうえで、ご説明いたします。